

仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務委託 公募型プロポーザル方式による契約予定者選定実施要領

この要領は、「仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務委託」に係る提案及び契約締結において留意すべき事項を記したものであり、提案の参加者は、以下の事項を承知の上、提案書を提出するものとする。

1 業務の目的

世界的な自然・健康志向の高まりやサステナブル意識の高揚により、高付加価値な自然文化体験型観光としてのアドベンチャーツーリズムの機運が高まり、インバウンドに人気のアクティビティコンテンツとして、ゆっくりと歩きながらその土地ならではの自然や歴史、文化等を感じられるハイキングやトレッキングへの注目が高まっている。

仙台市内には、本市の歴史や文化に触れることができる青葉山エリアをはじめとする中心部エリア、豊かな自然や温泉の癒しを味わえる西部エリア、震災復興を学びながら多様な自然を楽しむことができる東部海浜エリアなど、魅力あふれるコース設定が可能な場所が数多く存在している。

本委託業務は、ウォーキングやハイキング、トレッキング、トレイルによるインバウンドをはじめとした観光客の誘客、宿泊促進の可能性を調査するために、仙台市内のコース設定に向けた検討を行うものである。

2 業務内容に関する事項

(1) 委託業務名

仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務委託

(2) 業務内容の概要（詳細は仕様書を参照）

コース案策定、ウォーキングツーリズムに関する各種調査、報告書のとりまとめ

(3) 委託契約上限額

金2, 000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記には、本業務に係る一切の費用が含まれるものとする。

(4) 業務履行期限

令和7年3月31日（月）

3 企画提案書の構成について

企画提案書は、任意様式により以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

正本1部にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称・ロゴマーク等を使用しないこと。

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的等

(4) 業務の全体計画

- ①業務全体の流れ、基本方針
- ②業務の実施体制
- ③業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

- ①コース案策定
 - ・コース案の策定手法
 - ・現状で考える各エリアの課題や観光資源を生かしたコーステーマ

- ②ウォーキングツーリズムに関する各種調査
 - ・調査方法
- (6) その他、本業務に関して有効と考える独自提案等

4 提案の手続き等に関する事項

(1) 応募資格

当該業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、次の要件を全て満たす者とする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という）の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。その者は、グループを代表して、本提案に係る連絡調整等を仙台市との間で行うものとする。

- ① 観光関連事業企画実績があること。
- ② 上記①を基に事業が実現した実績があること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑤ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 本事業を行う者は、仙台市内に本店、支店又は事業所を有すること。
- ⑦ 仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ⑧ 仙台市入札契約暴力団排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 業務の実施にあたって、仙台市の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。

(2) 現場説明会の実施

現場説明会を下記の日程で実施する。

- ① 日 時：令和 6 年 1 1 月 2 7 日（水）午後 2 時から 3 時まで
- ② 実施場所：仙台市役所本庁舎 4 階局第 1 会議室
- ③ 申込方法：令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）1 6 時までに、メールにより現場説明会への参加の意思を連絡すること。
- ④ その他：現場説明会への参加人数は、各団体 3 名以内とする。
現場説明会への参加は任意とする。

(3) 応募にあたっての質問及び回答

- ① 質問方法：質問項目等を質問票（様式第 1 号）に記載して、令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）1 6 時までに電子メール（kei008020@city.sendai.jp）で提出すること。
- ② 回答方法：回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、令和 6 年 1 2 月 3 日（火）1 7 時までに、市ホームページに掲示する。

(4) 意思表明書の提出

プロポーザルへの参加の表明は、令和 6 年 1 2 月 4 日（水）1 7 時までに、持参または郵送（郵送の場合は書留等の配達記録が確実に残る方法）により、意思表明書（様式 2 号）の提出をもって行う。

(5) 提案書の提出等

- ① 提出期限：令和 6 年 1 2 月 6 日（金）1 7 時まで
- ② 提出方法：持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 1 7 時までに仙台市文化観光局観光交流部観光課に提出すること。郵送の場合は、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。
- ③ 提出書類：

ア 提案書（様式第 3 号）	正本 1 部、副本 8 部
イ 事業費見積書（任意様式）	正本 1 部、副本 8 部
ウ 共同提案体の構成員一覧（様式第 4 号）※	1 部

※グループによる共同提案の場合に提出すること。

エ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等） 1部

- ④ 留意事項：・提出期限までに上記③の提出書類が到達しなかった場合は、失格とする。
・提出書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
・提案書（様式第3号）はA4版で作成し枚数は両面印刷とする。
（A3版を折込みA4版とすることも可とする。）
・事業費見積書はA4版で作成し、業務内容項目の内訳を記載すること。
・提案書提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
・虚偽の記載をした提案及び上記2（3）に示す委託契約上限額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

5 提案の審査及び契約の方法

（1）審査方法

- ① 仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、公正な審査を行うものとする。
- ② 上記4（1）に示す応募資格について、提出書類の不備があった場合は、失格となる場合がある。
- ③ 審査基準については、提案審査基準（最終頁）によるものとし、【審査項目1】については、あらかじめ仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務委託業者選定委員会事務局（以下「事務局」という）が採点する。
- ④ 【審査項目2】、【審査項目3】については、選定委員会にて審査する。
- ⑤ 【審査項目1～3】の採点を合計した結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の優先交渉権者として選定する。
※合計評価点が同点の場合は、【審査項目3】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。

（2）提案審査

- ① 選定委員会は、提出のあった企画提案書等について、書面審査により総合的に審査する。なお、選定委員会は非公開とする。
- ② 審査基準については、提案審査基準（別紙1）によるものとし、提案書の内容を選定委員会にて審査し、総合的に採点を行った結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の優先交渉権者として選定する。
※合計評価点が同点の場合は、【審査項目3】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。
- ③ 審査結果については、全提案者（グループの場合は代表者）に対して電子メールで通知する。
選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

（3）選定されなかった場合の理由説明

提案書が選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により選定されなかった理由を求めることができる。

仙台市は、非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

（4）契約の方法

- ① 優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。
- ② 契約の締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、仙台市の求めに応じ協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。
- ③ 別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約の締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- ④ 本業務の契約は、仙台市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとするが、提案書又は事業費見積書と現

場の数量等が相違しても精算は行わないものとする。

(5) スケジュール (予定)

令和6年	11月20日(水)	提案募集開始
	<u>11月27日(水)</u>	<u>現場説明会開催</u>
	<u>11月29日(金)</u>	<u>質問提出期限</u>
	12月3日(火)	質問回答期限
	<u>12月4日(水)</u>	<u>意思表明書提出期限</u>
	<u>12月6日(金)</u>	<u>提案書提出期限</u>
	12月12日(木)	審査委員会開催(提案書審査)
	12月13日(金)	提案審査結果通知(優先交渉権者決定予定) 業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議
	12月中旬	契約締結、業務開始
令和7年	3月31日(月)	業務完了

6 その他

- (1) 提出された提案書に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、仙台市が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。
- (2) 契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て仙台市に帰属するものとする。

7 問合せ及び提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市文化観光局観光交流部観光課(市役所本庁舎4階)
担当：岡
電話：022-214-8259
FAX：022-214-8316
電子メール：kei008020@city.sendai.jp

【別紙1】

提案審査基準

審査項目	評価項目	評価基準			配点	
		A	B	C		
審査項目1	業務実績 観光関連事業企画実施実績（件数）	実績が十分にある （3件以上）	実績がある （1件以上）	実績がない	10点	
		10点	5点	0点	10点	
審査項目2	業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解している			10点	
	業務工程・実施体制	業務の工程計画、実施体制が適切である			10点	
	事業費の妥当性・経済性	提案内容と見積書の整合がとれており、合理的かつ経済的である			10点	
					30点	
審査項目3	(1) 提案書全般内容	本仕様書で示した内容との整合が取れており、論理的な提案がなされている			10点	
	(2) 事業	①コース案策定手法	コース案策定のための効率的な手法を具体的に示しており、適切な業務遂行が可能である			10点
		②エリア分析	対象の各エリア（仙台中心部エリア、東部エリア、西部エリア）の特質や観光資源、課題を理解し、現状で考えるコーステーマを示している			10点
		③調査方法	ウォーキングツーリズム事業に関する各種調査や課題分析の手法が具体的かつ明確に示されている			10点
		④プラス提案	本業務の主旨に照らして有効なプラスアルファの提案がなされている			10点
	(3) 全体評価	提案内容が優れており、本業務の結果、有効な事業判断を行うことが可能な成果物の提出が期待できる内容である			10点	
					60点	

※合計評価点が同点の場合は、提案審査【審査項目3】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。